二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第三十九条第二項（第二号ニに係る部分に限る。）、第四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二条第四項並びに第七十条第二項（第二号ハ⑴に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（削る）	（削る）	（削る）
第六条第一項第五号	被用者年金被保険者等	第一号等厚生年金被保険者（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第二条の規定による改正後の法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。）
（略）	（略）	（略）

（掛金納付月数の通算等）

第四十条　（略）

2　（略）

3　平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合を含む。）における中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	又は	
	若しくは	
繰入れ		
	繰入れ又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律	

三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第三十九条第二項（第二号ニに係る部分に限る。）、第四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二条第四項並びに第七十条第二項（第二号ハ⑴に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項第六号	被用者年金被保険者等	第一号等厚生年金被保険者（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第二条の規定による改正後の法第二条第六項に規定する「第一号等厚生年金被保険者」をいう。以下同じ。）
第六条第一項第五号	被用者年金被保険者等	第一号等厚生年金被保険者等
（略）	（略）	（略）

（掛金納付月数の通算等）

第四十条　（略）

2　（略）

3　平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合（次項に規定する場合を除く。）を含む。）における中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	第十八条
	第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条第二項
受入れ	
	受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付